

# 令和7年度「みえの食レップ」業務委託仕様書

## 1 委託事業の目的

「みえの食輸出支援窓口」を設置し、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会会員の販路拡大に向けた活動をサポートするほか、商談会の開催による商談機会の創出や、海外における日本産農林水産物及び食品の流通に関する情報提供等を行うことで、三重県産農林水産物等（加工品（食品及び真珠製品に限る）を含む）の販路拡大に繋げ、県内農林水産業及び食品製造業の活性化を図ることを目的とする。

## 2 委託業務の内容

### (1) 委託事業名

令和7年度「みえの食レップ」業務委託

### (2) 委託期間

契約日から令和8年3月16日（月）まで

### (3) 委託業務内容

#### ① みえの食輸出支援窓口の設置（のべ30回程度の相談対応を想定）

会員の輸出に向けた取組をサポートできるよう、海外との接触が可能な専門家を配置した「みえの食輸出支援窓口」を設置し、取引提案から成約に至るまでの過程において障壁となる事項（実務知識や語学力の不足等）に対し、知識の教授やアドバイスを行うこと。

#### ア) 専門家の配置

海外との接触が可能な専門家を少なくとも4名以上は配置すること。台湾、ASEAN諸国、中東に対応できる専門家は必須とし、その他EU諸国、北米等の多様な国に対応できるよう配置すること。

#### イ) 支援内容

- ・ 会員が抱えている輸出上の課題にともに向き合い、解決策を提案すること。商品に合った売り込み先や商品提案の仕方など、専門的な知見から商品特徴をふまえたアドバイスを行うこと。
- ・ 商談に必要な i) 商品提案シート、ii) 商品PR資料、iii) 価格表の作成等、会員の自社商品をPRする商談関係資料の作成支援をすること。支援時には、資料のレイアウトや記載項目のアドバイス、翻訳対応など、幅広く対応すること。
- ・ 三重県等が開催する商談会に会員が参加するにあたり、あらかじめ相談を受けた場合は、商談会前後のサポートをはじめ、場合によっては同席するなど会員に応じた対応を行うこと。

#### ウ) 相談内容の進捗把握と報告

- ・ 会員から相談のあった内容については、具体的な商談の経過とともに相談内容を記録し、その後の商談の進捗を把握すること。
- ・ 商談資料作成支援については、資料作成支援の成果を事務局へ報告すること。

#### ② 伴走型支援（5 会員程度を想定）

- ・ 輸出初心者の方の商談力向上のため、会員を対象に募集を行い、各会員が抱える個々の課題やニーズに寄り添った支援プログラムを作成し、プログラムに基づいた伴走型支援を実施すること。
- ・ 伴走型支援については、①の相談対応件数に含めることができる。

#### ③ 情報の提供（1 回／月以上）

海外における日本産農林水産物及び食品の流通状況や輸入規制などの最新の事態を把握し、「みえの食レップ通信」として会員及び協議会（事務局である三重県）へ情報提供すること。

#### ④ セミナーの実施

成約率の向上が見込める商談資料の作成方法及び商談の進め方について、セミナーを開催すること。なお、セミナーはオンラインシステムを利用した開催とする。

#### ⑤ 個別商談会の開催（のべ 15 会員程度の参加を想定）

有望な海外バイヤーを選定し、会員を対象とした個別商談会を以下のとおり開催すること（合計 3 回以上）。

- ア) バイヤー招聘による商談会、オンラインシステムを利用した商談会：各 1 回以上  
※うち 1 回はベトナム市場向けの商談会を開催することとし、その他の回は、  
①の相談状況も踏まえ、多くの会員が参加できる国・エリアを対象とすること。
- イ) 台湾市場向け商談会（台湾現地で開催）：1 回

各商談会は、以下の条件を踏まえたものとする。

- ・ バイヤーは幅広い分野から選定すること。
- ・ 通訳が必要な場合は設置すること。
- ・ 商談に必要な i) 商品提案シート、ii) 商品 PR 資料、iii) 価格表の作成等、事業者に対して必要な支援を行うこと。
- ・ 商談後は見積書等の書類作成、外国語によるコミュニケーション支援、貿易対応等販路の構築に向け必要な支援を行うこと。
- ・ 継続的な取組、今後の商品改善等につなげられるよう、必要に応じてフェア等のイベントについても検討し対応すること。
- ・ 商談の成約状況を取りまとめるとともに、その後の取引状況を把握するなど、会員の継続的な商談機会の獲得に向けた支援を行うこと。

- ・ 商談後の個別相談及び商談資料作成支援等について、①相談対応件数に含めることができる。

さらに、イ) 台湾市場向け商談会は、以下の条件も踏まえたものとする。

- ・ 台中市内で開催される三重県物産展（令和8年1～2月のうち3日間を予定）の参加事業者を対象とすること。
- ・ 事務局と相談のうえ、三重県物産展開催日の前後で日程調整すること。
- ・ 台中市内で商談会場を確保すること。
- ・ バイヤーを3社以上招聘すること。
- ・ 受託者が手配した者1名以上が渡航し、商談会の調整役として従事すること。
- ・ 渡航に係る航空券及び商談サンプル等は会員が用意するものとする。

#### ⑥ その他

上記①から⑤に定めのない事項や協議会（事務局である三重県）が必要と認める事項に関しては、協議会と協議して実施するものとするとともに、誠意をもって最善で的確な助言と提言及び支援を行うこと。

### 3 業務実施上の条件

- (1) 業務の執行にあたり、協議会（事務局である三重県）及び関係機関との連携を密にすること。
- (2) 必要に応じて来県し、会員への助言や協議会（事務局である三重県）との打合せを行うこと。
- (3) Web等のオンラインシステムについては、利用時の回線数に応じた提供ができるようにすること。
- (4) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他の目的に使用しないこと。
- (5) 業務上の成果品に係る著作権は、協議会（事務局である三重県）に帰属することとする。受託者に著作権が留保される場合であっても、協議会（事務局である三重県）が、業務遂行に必要な限りにおいて、自由に成果品を利用できることとする。
- (6) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、通信運搬費、事務所及び会場使用料、消耗品費等）の一切を含むこと。
- (7) 疫病、食中毒、暴風、豪雪、洪水、地震、火災、暴動、その他委託者の責に帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により、商談会等の開催を開催日前に中止とした場合、発生するキャンセル料や委託料については双方協議のうえ決定することとする。なお、上記の理由により業務の運営が困難になった場合に、受託者に損害が生じても、委託者はその損害賠償責任を負わないものとする。

## 4 協議会への報告等

### (1) 月間業務活動報告書

毎月の委託事業活動を記録するとともに、みえの食輸出支援窓口の利用状況（相談内容）について、以下のとおり実績及び成果を報告すること。

なお、令和8年3月分の月間業務活動報告書は、下記年間業務報告書に含めるものとする。

- ① 提出時期：翌月 10 日までに提出すること。
- ② 提出方法：電子データ（メール）で提出すること。

### (2) 年間業務報告書

委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し考察した内容を以下のとおり報告すること。

記載内容は、相談等のあった各会員への助言内容及びその経緯やその他商談結果等を盛り込むこととする。

- ① 提出時期：令和8年3月 16 日（月）までに提出すること。
- ② 提出方法：電子データ（メール）で提出すること。

## 5 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、協議会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 委託契約に係る支払い等については、別に定める「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会経理規定」に従うこと。
- (3) 社会情勢の変化等により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、協議会と協議するとともに、内容によっては委託料を減額する場合がある。

## 6 担当部局連絡先

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会 事務局

三重県雇用経済部 県産品振興課 担当：田上、岡本

電 話：059-224-2336 F A X：059-224-3024

電子メール：[export@pref.mie.lg.jp](mailto:export@pref.mie.lg.jp)